

入会（個人及び法人用）申込書

代表者
写真
(3×2.4)

一般社団法人 日本探偵業協会
理事長 殿

私は、一般社団法人 日本探偵業協会における理念を理解し、法令及び協会の規約を遵守し、その趣旨に賛同するとともに、その事業を推進するために入会します。

また、入会に当り、現在及び将来にわたって、下記の事項を確約します。

- ① 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
- ② 自らの役員、(業務を)執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者)が反社会的勢力でなく、また反社会的勢力に自己の名義を利用させるものでないこと。
- ③ 上記の①から②の確約に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに除名されることについて異議を申しません。

申込年月日 令和 年 月 日

会員種別	賛助会員(加盟員)
------	-----------

事業所の名称	(ふりがな)			
	〒 —			
事業所の所在	TEL () —		FAX () —	
	E-Mail			
	U R L http://			
代表者	氏(よみ)	名(よみ)	生年月日	年 月 日
	氏(漢字)	名(漢字)	性別	男 ・ 女
代表者の 自宅住所	〒 —			
	TEL () —		FAX () —	

特技や資格等	
--------	--

※正会員---事業に賛同する個人又は団体で「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員」
 賛助会員-協会の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した、上記の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員に該当しない個人及び法人
 ※協会に入金された「入会金や会費」は退会及び除名時にも一切返金はありません。
 ※会費を3ヶ月以上滞納された場合は原則として滞納時に遡り退会したと見做して処理を行います。
 ※賛助会員の資格は原則として最大3年間です。期間の延長を希望する場合は、期間終了前(2ヶ月内)に入会申請書式にてその旨の申請をお願いします。

入会金及び会費について

(単位：円)

種 類	資 格 内 容	入 会 金	年 会 費 (年額)
賛助会員	協会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会する個人及び団体。	個人・法人とも 20,000 円	個人・法人とも 24,000 円

現在、正会員の募集は行っておりません。賛助会員のみ入会を受け付けています。

会費は、入会した月の会費からの納入となります。

年会費として「24000円」です。この会費は原則として1年毎の一括払いとなります。

なお、会費を3ヶ月以上滞納された会員につきましては、原則として滞納時に遡り退会したとみなされ、事務局にて処理を行います。

入会金及び会費の納入は、入会承認の連絡後に、当協会の指定口座への振り込みをお願い申し上げます。

改めまして、入会申込の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。